

桐生市新市建設計画 新旧対照表

頁	旧	新
P1	I はじめに 3. 計画の期間 計画の期間は、平成 17 年度から <u>平成 32</u> 年度までの <u>16</u> か年計画とします。	I はじめに 3. 計画の期間 計画の期間は、平成 17 年度から <u>令和 7</u> 年度までの <u>21</u> か年計画とします。
P4	III 3 市村の概要 1. 人口・就業人口・世帯数 (1) 人口 新市の人口 <u>121,704</u> 人 (平成 <u>22</u> 年国勢調査)  (2) 就業人口 新市の就業人口 <u>57,343</u> 人 (平成 <u>22</u> 年国勢調査)	III 3 市村の概要 1. 人口・就業人口・世帯数 (1) 人口 新市の人口 <u>114,714</u> 人 (平成 <u>27</u> 年国勢調査) <u>(表) 平成 27 年の数値を追加</u>  (2) 就業人口 新市の就業人口 <u>55,552</u> 人 (平成 <u>27</u> 年国勢調査) <u>(表) 平成 27 年の数値を追加</u>
P5	(3) 世帯数 新市の世帯数 <u>46,688</u> 世帯 (平成 <u>22</u> 年国勢調査)  2. 面積 (1) 地目別土地利用 新市の面積 <u>274.57</u> K m <sup>2</sup>	(3) 世帯数 新市の世帯数 <u>46,034</u> 世帯 (平成 <u>27</u> 年国勢調査) <u>(表) 平成 27 年の数値を追加</u>  2. 面積 (1) 地目別土地利用 新市の面積 <u>274.45</u> K m <sup>2</sup> <u>(表) 平成 30 年の数値を追加</u>
P11	IV 新市建設の基本方針 2. 土地利用計画 (3) ゾーンごとの土地利用方針 ●地域中心ゾーン ・・・ <u>新里駅周辺地区、新川駅周辺地区及び水沼駅周辺地区</u> ・・・	IV 新市建設の基本方針 2. 土地利用計画 (3) ゾーンごとの土地利用方針 ●地域中心ゾーン ・・・ <u>新里駅周辺地区及び水沼駅周辺地区</u> ・・・

頁	旧	新																																		
P12	<p>●工業ゾーン ・・・、武井工業団地、<u>黒保根地域の黒保根工業団地</u>については・・・</p> <p>●農林振興ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政区域面積</th> <th colspan="2">都市計画区域面積</th> </tr> <tr> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td> <td>13, 747ha</td> <td><u>3, 022ha</u> <u>10, 725ha</u></td> </tr> <tr> <td>新里村</td> <td>3, 560ha</td> <td>3, 560ha(未線引き)</td> </tr> <tr> <td>黒保根村</td> <td><u>10, 150ha</u></td> <td>都市計画なし</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>27, 457ha</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行政区域面積	都市計画区域面積		市街化区域	市街化調整区域	桐生市	13, 747ha	<u>3, 022ha</u> <u>10, 725ha</u>	新里村	3, 560ha	3, 560ha(未線引き)	黒保根村	<u>10, 150ha</u>	都市計画なし	合 計	<u>27, 457ha</u>		<p>●工業ゾーン ・・・、武井工業団地、<u>板橋上赤坂工業団地</u>、<u>桐生武井西工業団地</u>、<u>黒保根地域の黒保根工業団地</u>については・・・</p> <p>●農林振興ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政区域面積</th> <th colspan="2">都市計画区域面積</th> </tr> <tr> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td> <td>13, 747ha</td> <td><u>3, 034ha</u> <u>10, 713ha</u></td> </tr> <tr> <td>新里村</td> <td>3, 560ha</td> <td>3, 560ha(未線引き)</td> </tr> <tr> <td>黒保根村</td> <td><u>10, 138ha</u></td> <td>都市計画なし</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>27, 445ha</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行政区域面積	都市計画区域面積		市街化区域	市街化調整区域	桐生市	13, 747ha	<u>3, 034ha</u> <u>10, 713ha</u>	新里村	3, 560ha	3, 560ha(未線引き)	黒保根村	<u>10, 138ha</u>	都市計画なし	合 計	<u>27, 445ha</u>	
行政区域面積	都市計画区域面積																																			
	市街化区域	市街化調整区域																																		
桐生市	13, 747ha	<u>3, 022ha</u> <u>10, 725ha</u>																																		
新里村	3, 560ha	3, 560ha(未線引き)																																		
黒保根村	<u>10, 150ha</u>	都市計画なし																																		
合 計	<u>27, 457ha</u>																																			
行政区域面積	都市計画区域面積																																			
	市街化区域	市街化調整区域																																		
桐生市	13, 747ha	<u>3, 034ha</u> <u>10, 713ha</u>																																		
新里村	3, 560ha	3, 560ha(未線引き)																																		
黒保根村	<u>10, 138ha</u>	都市計画なし																																		
合 計	<u>27, 445ha</u>																																			
P13	土地利用計画図	<p>土地利用計画図</p> <p>(表) 地域中心地区ゾーン：新川駅周辺地区を削除し、工業ゾーン：<u>板橋上赤坂工業団地</u>及び<u>桐生武井西工業団地</u>を追加</p>																																		
P14	<p>3. 地域別まちづくりの方向 (2) 新里地域 ・・・北部の<u>3</u>カ所のゴルフ場を活かし・・・ さらに、<u>3</u>カ所の工業団地の企業育成と・・・</p>	<p>3. 地域別まちづくりの方向 (2) 新里地域 ・・・北部の<u>2</u>カ所のゴルフ場を活かし・・・ さらに、<u>5</u>カ所の工業団地の企業育成と・・・</p>																																		
P15	・・・北関東自動車道伊勢崎インター <u>からの</u> ・・・	・・・北関東自動車道伊勢崎インター <u>及び太田藪塚インター</u> からの・・・																																		

頁	旧	新												
P22	<p>Vまちづくり計画</p> <p>2. 保健福祉の増進</p> <p>(2) 健康の増進</p> <p>[主要事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事 業 名</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>医療助成</td> <td>           ①<u>老人</u>医療の充実            ②福祉医療の充実         </td> </tr> </tbody> </table>		事 業 名	事 業 内 容	3	医療助成	① <u>老人</u> 医療の充実 ②福祉医療の充実	<p>Vまちづくり計画</p> <p>2. 保健福祉の増進</p> <p>(2) 健康の増進</p> <p>[主要事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事 業 名</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>医療助成</td> <td>           ①<u>後期高齢者</u>医療の充実            ②福祉医療の充実         </td> </tr> </tbody> </table>		事 業 名	事 業 内 容	3	医療助成	① <u>後期高齢者</u> 医療の充実 ②福祉医療の充実
	事 業 名	事 業 内 容												
3	医療助成	① <u>老人</u> 医療の充実 ②福祉医療の充実												
	事 業 名	事 業 内 容												
3	医療助成	① <u>後期高齢者</u> 医療の充実 ②福祉医療の充実												
P23	<p>3. 快適な生活環境の創出</p> <p>(2) 水道水の安定供給</p> <p>・・・、<u>上水道・簡易水道事業</u>に・・・</p>	<p>3. 快適な生活環境の創出</p> <p>(2) 水道水の安定供給</p> <p>・・・、<u>上水道事業</u>に・・・</p>												
P24	<p><u>新里地域の上水道では</u>、県央第二水道の受水施設等の整備を図るとともに、地下水の自己水源の保全に努めます。</p> <p><u>黒保根地域の簡易水道では</u>、老朽化した黒保根浄水場の機器の更新等により、良質でおいしい水の安定供給に努めます。</p> <p>また、<u>各地域</u>の老朽管等の更新を引き続き行うことで、安全で安定した給水体制づくりを目指します。</p>	<p><u>新里地域では</u>、県央第二水道の受水施設等の整備を図るとともに、地下水の自己水源の保全に努めます。</p> <p><u>黒保根地域では</u>、老朽化した黒保根浄水場の機器の更新等により、良質でおいしい水の安定供給に努めます。</p> <p>また、<u>市内</u>の老朽管等の更新を引き続き行うことで、安全で安定した給水体制づくりを目指します。</p>												

頁	旧	新																
P24	<p>[主要事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道水の安定供給</td><td>           ①浄水・配水施設の整備            ②老朽管等の更新            ③水質管理の充実            ④企業経営の健全性の確保  <u>⑤簡易水道施設の充実</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 下水道等による環境保全</p> <p>[県の事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道の整備</td><td>           流域下水道の整備として県へ要望する事業  <u>利根・渡良瀬</u>流域下水道（桐生処理区）建設事業         </td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	水道水の安定供給	①浄水・配水施設の整備 ②老朽管等の更新 ③水質管理の充実 ④企業経営の健全性の確保 <u>⑤簡易水道施設の充実</u>	事 業 名	事 業 内 容	下水道の整備	流域下水道の整備として県へ要望する事業 <u>利根・渡良瀬</u> 流域下水道（桐生処理区）建設事業	<p>[主要事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道水の安定供給</td><td>           ①浄水・配水施設の整備            ②老朽管等の更新            ③水質管理の充実            ④企業経営の健全性の確保         </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 下水道等による環境保全</p> <p>[県の事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道の整備</td><td>           流域下水道の整備として県へ要望する事業  <u>東毛</u>流域下水道（桐生処理区）建設事業         </td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	水道水の安定供給	①浄水・配水施設の整備 ②老朽管等の更新 ③水質管理の充実 ④企業経営の健全性の確保	事 業 名	事 業 内 容	下水道の整備	流域下水道の整備として県へ要望する事業 <u>東毛</u> 流域下水道（桐生処理区）建設事業
事 業 名	事 業 内 容																	
水道水の安定供給	①浄水・配水施設の整備 ②老朽管等の更新 ③水質管理の充実 ④企業経営の健全性の確保 <u>⑤簡易水道施設の充実</u>																	
事 業 名	事 業 内 容																	
下水道の整備	流域下水道の整備として県へ要望する事業 <u>利根・渡良瀬</u> 流域下水道（桐生処理区）建設事業																	
事 業 名	事 業 内 容																	
水道水の安定供給	①浄水・配水施設の整備 ②老朽管等の更新 ③水質管理の充実 ④企業経営の健全性の確保																	
事 業 名	事 業 内 容																	
下水道の整備	流域下水道の整備として県へ要望する事業 <u>東毛</u> 流域下水道（桐生処理区）建設事業																	
P31	<p>5. 都市基盤の整備</p> <p>(1) 道路交通網の整備</p> <p>また、<u>北関東自動車道伊勢崎インター及び太田藪塚インターへの</u>・・・</p> <p>[主要事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アクセス道路の整備</td><td>           北関東自動車道伊勢崎インター<u>及び</u>太田藪塚インター_____とのアクセス道路整備の推進         </td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	1 アクセス道路の整備	北関東自動車道伊勢崎インター <u>及び</u> 太田藪塚インター_____とのアクセス道路整備の推進	<p>5. 都市基盤の整備</p> <p>(1) 道路交通網の整備</p> <p>また、<u>北関東自動車道への</u>・・・</p> <p>[主要事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>事 業 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アクセス道路の整備</td><td>           北関東自動車道伊勢崎インター<u>及</u>太田藪塚インター<u>及び</u>太田強戸スマートインターとのアクセス道路整備の推進         </td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	事 業 内 容	1 アクセス道路の整備	北関東自動車道伊勢崎インター <u>及</u> 太田藪塚インター <u>及び</u> 太田強戸スマートインターとのアクセス道路整備の推進								
事 業 名	事 業 内 容																	
1 アクセス道路の整備	北関東自動車道伊勢崎インター <u>及び</u> 太田藪塚インター_____とのアクセス道路整備の推進																	
事 業 名	事 業 内 容																	
1 アクセス道路の整備	北関東自動車道伊勢崎インター <u>及</u> 太田藪塚インター <u>及び</u> 太田強戸スマートインターとのアクセス道路整備の推進																	
P32	<p>(2) 公共交通の活性化</p> <p>・・・今後も、県や<u>沿線市町村</u>、・・・</p>	<p>(2) 公共交通の活性化</p> <p>・・・今後も、県や<u>沿線市町</u>、・・・</p>																

頁	旧	新								
P36	<p>6. 森林都市と水源都市の実現</p> <p>(1) 林業の活性化</p> <p>[県事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業の振興</td><td>低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保のため県に要望する林道事業 林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線 <u>、林業専用道向山線</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 里山の保全と活用</p> <p>・・・県立ぐんま昆虫の森は、<u>48</u>haという広大な敷地を・・・</p>	事業名	事業内容	林業の振興	低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保のため県に要望する林道事業 林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線 <u>、林業専用道向山線</u>	<p>6. 森林都市と水源都市の実現</p> <p>(1) 林業の活性化</p> <p>[県事業]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業の振興</td><td>低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保のため県に要望する林道事業 林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線 <u>、林業専用道向山線</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 里山の保全と活用</p> <p>・・・県立ぐんま昆虫の森は、<u>45</u>haという広大な敷地を・・・</p>	事業名	事業内容	林業の振興	低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保のため県に要望する林道事業 林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線 <u>、林業専用道向山線</u>
事業名	事業内容									
林業の振興	低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保のため県に要望する林道事業 林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線 <u>、林業専用道向山線</u>									
事業名	事業内容									
林業の振興	低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保のため県に要望する林道事業 林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線 <u>、林業専用道向山線</u>									
P41	<p>VII 財政計画</p> <p>平成 17 年度から<u>平成 26</u> 年度までの <u>10</u> 年間について、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による削減効果、高齢化にともなう扶助費の増加等を反映させ、普通会計ベースで作成します。</p> <p>なお、<u>「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」</u>の施行により、新たに<u>平成 27</u> 年度から<u>平成 32</u> 年度までの <u>6</u> 年間を追加し、平成 <u>17</u> 年度から平成 <u>24</u> 年度までを決算数値に置き換えました。<u>平成 27</u> 年度から<u>平成 32</u> 年度については、<u>平成 26</u> 年度予算額を基準として改めて推計を行いました。</p> <p>1. 歳入</p> <p>(1) 地方税</p> <p>地方税については、<u>平成 26</u> 年度予算額を基準とし、・・・</p> <p>(2) 地方交付税</p> <p><u>平成 28</u> 年度以降の普通交付税については、・・・</p>	<p>VII 財政計画</p> <p>平成 17 年度から<u>令和 7</u> 年度までの <u>21</u> 年間について、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による削減効果、高齢化にともなう扶助費の増加等を反映させ、普通会計ベースで作成します。</p> <p>なお、<u>「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」</u>の施行により、新たに<u>令和 3</u> 年度から<u>令和 7</u> 年度までの <u>5</u> 年間を追加し、平成 <u>25</u> 年度から平成 <u>30</u> 年度までを決算数値に置き換えました。<u>令和元</u>年度から<u>令和 7</u> 年度については、<u>令和元</u>年度予算額を基準として改めて推計を行いました。</p> <p>1. 歳入</p> <p>(1) 地方税</p> <p>地方税については、<u>令和元</u>年度予算額を基準とし、・・・</p> <p>(2) 地方交付税</p> <p><u>令和 2</u> 年度以降の普通交付税については、・・・</p>								

頁	旧	新
P42	<p>(3) 国・県支出金 ・・・、<u>平成26</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p> <p>(5) その他 地方譲与税、交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入については、<u>平成26年度予算額を基準として推計し、地方消費税交付金については、地方消費税率引上げを加味して見込んでいます。</u></p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 人件費 <u>平成26</u>年度を基準とし、_____各年度の定年退職者の退職手当を見込んでいます。</p> <p>(2) 扶助費 社会福祉費は将来人口見通しにより、<u>老人</u>福祉費は老年人口の将来人口見通し、児童福祉費は年少人口の将来見通しを踏まえて推計しています。生活保護費については、<u>平成26</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p>	<p>(3) 国・県支出金 ・・・、<u>令和元</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p> <p>(5) その他 地方譲与税、交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入については、<u>令和元年度予算額を基準として見込んでいます。</u></p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 人件費 <u>令和元</u>年度を基準とし、<u>行政改革による職員の削減や</u>各年度の定年退職者の退職手当を見込んでいます。</p> <p>(2) 扶助費 社会福祉費は将来人口見通しにより、<u>高齢者</u>福祉費は老年人口の将来人口見通し、児童福祉費は年少人口の将来見通しを踏まえて推計しています。生活保護費については、<u>令和元年度予算額を基準として見込んでいます。</u></p>
P43	<p>(5) 物件費 <u>平成26</u>年度予算額を基準とし、・・・</p> <p>(6) 補助費等 <u>平成26</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p>	<p>(5) 物件費 <u>令和元</u>年度予算額を基準とし、・・・</p> <p>(6) 補助費等 <u>令和元</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p>

頁	旧	新
P43	<p>(7) 繰出金  <u>平成26</u>年度予算額を基準とし、・・・</p> <p>(8) その他  <u>平成26</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p>	<p>(7) 繰出金  <u>令和元</u>年度予算額を基準とし、・・・</p> <p>(8) その他  <u>令和元</u>年度予算額を基準として見込んでいます。</p>
P45	<p>財政計画表  ●平成25年度～<u>平成32</u>年度</p>	<p>財政計画表  ●平成25年度～<u>令和2</u>年度  (表) <u>平成25年度～令和2年度の数値を修正</u></p>
P46	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>●令和3年度～令和7年度</u>  (表) <u>令和3年度～令和7年度の数値を追加</u></p>